

## シトー修道院「創立小史」(Exordium Parvum) 邦訳 ：シトー修道院創立史の諸問題・Ⅰ

岸, ちづ子

<https://doi.org/10.15017/2236699>

---

出版情報：史淵. 110, pp.175-201, 1973-02-28. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# シトー修道院「創立小史」(Exordium Parvum) 邦訳

——シトー修道院創立史の諸問題・I——

岸 ちづ子

ここに邦訳を試みた *Exordium Parvum* は、シトー修道院の創立(一〇九八年)を物語る史料のひとつである<sup>(1)</sup>。

一九四二年に J.-B. Mahn は、「どんな修道会も、その創立について、シトー会ほど明瞭且つ単純な歴史を有してはいない。この修道院の創立と修道会の発端は、実に第三代シトー修道院長 Etienne Harding による同時代の物語の中にすっきり述べられているのである。」と断言した<sup>(2)</sup>。ここで物語と呼ばれたものが *Exordium Parvum* であつて、十三世紀初頭に成立した所謂 *Exordium magnum* と區別して、かく通称されてきたものである。序文と十八の章から成るこの *Exordium Parvum* はその八つの章に、叙述を立証する為に公文書類を再録しており、原初テキストの問題が生じるまではシトー創立史として第一級の史料価値を認められてきた。そして記述部分の検討によつて作者を Etienne Harding とし、成立年代を一一二〇年三月二十二日から十月十八日の間に求める見解がほぼ定説として受容られていた。

しかるに一九四二年における、シトー会憲章 (*Charta Caritatis*) の原初テキストの発見は、シトー会関係諸史料の手写本の再発掘と再検討を促し、以来初期シトーに関する史料状況は完全に一新されつつあるといつても過言ではない。

*Exordium* に関しては現在大別して二種のヴェルションが存在する。即ち *Exordium Parvum* と、一九三二年以来その存在自体は知られながらも *Exordium Parvum* のレジュメであると考えられていた *Exordium Cisterci* (一時 *Summa Exordii* と通称されていた) とであり、後者こそが一一一九年、教皇カリクストゥス二世の修道会認可を受ける為に提出

された一連の会憲・諸規定 (*Summa Charitatis Charitatis* と *Instituta*) の序文として作成された、*Exordium* の原初ヴェルションであるとされている。一方 *Exordium Parvum* の手写本伝承様態の研究結果は、これが一一五二年エウゲニウス三世の修道会確認を機として行われた会憲、諸規定の増補改訂の際に新たに編纂されたことを示唆している。しかしこの新編纂物は、極めて短い *Exordium Cistercii* の叙述を忠実に敷衍し立証文書類を収録したとはいえず、むしろ叙述においても文書の配置においても、序文において強調されている教会法的に適法な創立を印象づける為の作爲の産物となっていることが J.-A. Lefèvre によって主張されている。それ故に、Lefèvre は *Exordium Cistercii* を「時代の創立の時点に最も近く且つ記述が *Exordium Parvum* と比較して客観的である」とし、*Exordium Cistercii* と *Exordium Parvum* の文書類のみを創立史の主たる史料として限定しようとした。<sup>(5)</sup> しかしこれには賛否両論があり、一九六三年に D. Knowles は「*Exordium Parvum* の真憑性の問題はいまだに未決定とみなされねばならない。」と述べたが、<sup>(6)</sup> その後もこの事情が著しく改善されたとはいえないように思われる。

筆者はかねてから、シトー修道院の創立史の諸問題に対して、自分なりの解答を与えたいと念願してきたが、問題を解く手がかりの一端は二つの *Exordium* の比較検討から得られるものと考えてきた。その結果はいづれ続稿に於いて報告したいと考えているが、ここでは、その準備として、*Exordium Parvum* を訳出した次第である。従ってこの邦訳では主として訳語と意味の決定に意を用い、創立史の問題に深くかかわってくるような点についての詳しい註は付さなかった。

註

- (1) これには既に今野国雄先生の邦訳「シトー修道院並びに教団生誕小史」(*Exordium Parvum*) 試訳及び註(一橋論叢30・昭28・501—528頁)があり、教えられるところが多かった。
- (2) J.-B. MAHN, *L'Ordre cistercien et son gouvernement, des origines au milieu du XIII<sup>e</sup> siècle (1098—1265)*, Paris, 1er éd. 1942, 11<sup>e</sup> éd. 1945, p. 41.
- (3) 原題は *«Super exordium Cisterciensis coenobii»* (シトー修道院の創立について)である。一一七九—一一九三年ごろから

Conrad von Eberbach の著作初版は 1121 年頃に成立したものと見られる。Narratio ordinis Cisterciensis 六巻の序文に Exordia の語が用いられ、十七世紀初めにこの前著や Parvum 後著や Magnum の題名が用いられ、慣例が確立したものと見られる。Cf. Exordium magnum Cisterciense seu narratio de initio Cisterciensis ordinis auctore Conrado, monacho Claravallensi postea Eberbacensi ibidemque abbate, ed. B. GRIESSER, (Series scriptorum S. O. C., vol. II), Roma, 1961, pp. 5-41.

H. F. の著書は B. TISSIER, Bibliotheca patrum Cisterciensium, t. I, Bonnelont, 1660. (Reproduite dans H. F., XIV, 109-113): J. PARIS, Nomenclicon Cisterciense, Paris, 1664 (reproduit dans MIGNE, P. L., t. 166, col. 1501-1510), réédité par R. P. SÉJALON, Solesmes, 1892: J. P. GUIGNARD, Les monuments primitifs de la règle cistercienne, Dijon, 1878. 近年既述の著書に J. H. の著書 J.-B. VAN DAMME, Documenta pro cisterciensis ordinis historiae ac iuris studio, Westmalle, 1959 年著書に参考すべきである。

(4) Chronique de Mortemer (continuation de Siegebert de Gembloux), MGSS, VI, p. 463, Césaire de Heisterbach, Dialogus miraculorum, lib. I, cap. I, Gall, Christ., IV, 981. 著者の同書に用いられる語彙は既述の著書と一致する。H. F. の著書 T. HUMPENIER, "Exordium Cistercii cum Summa Caritatis" et fundatio primarum quattuor filiarum Cistercii, dans Les Mémoires offerts au R. P. Gregor Müller, 1932. J.-A. LEFFEVRE, La véritable constitution cistercienne de 1119, dans Collectanea Ord. Cist. Refr., t. 16 (1954), pp. 96-97. 著者の著書に用いられる語彙は既述の著書と一致する。La législation primitive de Cîteaux (1114-1119), traduction par le Pr. J.-A. LEFFEVRE, dans L.-J. LEKAL, Les moines blancs, Paris, 1957, Appendices-I, pp. 309-312.

(5) J.-A. LEFFEVRE, Le vrai récit primitif des origines de Cîteaux, est-il l'Exordium Parvum? dans Le Moyen Age, t. 61 (1955), pp. 79-129, ID., Que savons-nous du Cîteaux primitif? dans la Revue d'Histoire ecclésiastique, t. 51 (1956), pp. 5-41. 著者の著書 A. D'HERBLAY, Le problème des origines cisterciennes, Rev. d'Hist. eccl., t. 50 (1955), pp. 158-164. WINANDY, Les origines de Cîteaux et les travaux de M. Lefèvre, Rev. bénédictine, t. 67 (1957), pp. 49-76. 著者の著書 R. FOLZ, Le problème des origines de Cîteaux, Mélanges saint Bernard (VII<sup>e</sup> centenaire de la mort de St. Bernard) Dijon, 1954, pp. 284-294. 著者の著書 Exordium Parvum の著書に用いられる語彙は既述の著書と一致する。Cistercii の著書に用いられる語彙は既述の著書と一致する。

(6) D. KNOWLES, The Monastic Order in England, 2-nd. ed., Cambridge, 1963, Additional note, C, p. 753.

邦訳および註

凡例

(一) テキストは、叙述部分に關しては、MIGNE, P. L., t. 166, col. 1501-1510 (d'après J. PARIS, *Nomasticon Cisterciense*, Paris, 1670) に拠り、収録された諸文書については J. MARILLER, *Chartes et documents concernant l'abbaye de Cîteaux*, (*Bibliotheca Cisterciensis*, I), Roma, 1961 所収のヒュイシモンを採つた。尚、B. TISSIER, *Bibliotheca Patrum Cistercium*, Bonnefont, 1660 のヒュイシモンは H. F., t. XIV, pp. 109-113 に再録されているが抜萃である為第二章から第十四章までしか参照出来なかつた。尚、文書類は『』を付して示した。

(二) 邦訳は、可能な限り直訳を心がけたが訳者自身が補つた語には「」を付した。

(三) MIGNE 版原註は省略した。簡単な註、戒律・聖書引用の場合は( )に入れて本文中に挿入した。

シトー修道院創立小史

序

当修道院(エクレシア)の創立者たる我々シトー修道士は、本書をもって、修道院とその「修道」生活内容とが、如何に教会法に適合して、如何なる權威に依拠して、更には如何なる人々によつて、又如何なる時に開始されたかを、我々の後継者達に知らせんとするものである。それは、この事実の真正な真相を明らかにすることによつて、彼等「後継者」がこの地と、其処において神の恩寵により我々によつて着手された聖なる戒律の遵守とを、一層粘りづよく愛し、又日「日」の重みと情熱とを憚むことなく支えてきた我々の為に祈り、更には戒律が指し示す狭く峻しい道で彼等が死に至るまで汗して励まんことを希うが為であり、またかくすることによつて彼等が肉の重荷から解放されて、至福にも永遠の休息のうちに憩わんこと

を希うが為である。

(1) 正確には一修道院の修道士の総体、共同体そのものを指す。その他邦訳にあたって便宜的に「修道院」とした諸語は次のとおりである。

monasterium, coenobium——後者はむしろ修道士共同体 (communauté monastique) である。古くは修道院の形態のひとつとして、修道士独房 (cella) の集合から成るものを指した。(例えは Isidorus, *Etymologia*, cité par DU CANGE, *Glossarium*, v° (coenobium))。しかしここでは monasterium と形態的には区別されておらず、共同体ならし構成員に重点をおく時に coenobium を、その他の時には monasterium を用いているようである。

abbatia——本来、修道院長 (abbas) の職位 (honor) を指したが、カロリング期に於ける honor の意味の物質化と運命を共にし、ほぼ九世期以来 abbas を戴く monasterium と同義になった。しかしその場合も教会法上適法な叙任を経た abbas の存在が abbatia たることの不可欠な条件であり、そのことは、第四章が明白に示すとおりである。

locus——場所そのものを指す場合以外に「修道院」の訳語を用いた。

claustrum——第十五章に一箇所のみ。広義には囲壁で囲まれた修道院敷地全体を、狭義には修道院内部の回廊を指す。

(2) observantia sancti Regulae. 戒律は聖ベネディクトゥスの修道戒律 (*Regula monachorum*) である。observantia は「遵守」の訳を用いたが、具体的には戒律に則った修道生活の実践そのものを意味する。更にこの実践が慣習化し、慣習化したのが故に法的強制力をもつ時 consuetudines と呼ばれる。後者には「慣習律」の訳語をあてた(第十二章参照)。

## 第一章 モレーム修道院長ロベルトゥスは、シトー修道院ならびに

### 修道会の礎を最初に何時おいたのか。

主の御托身より一千九拾八年目に、ランゲル司教区に創立されたモレーム修道院の初代院長、故ロベルトゥスと彼の修道院の数名の修道士が、当時使徒の座の使節であり、リヨン教会の大司教であったフーゴー<sup>(1)</sup><sub>ヌ</sub>の許に来た<sup>(2)</sup>、師父ベネディクトゥスの戒律の庇護の下でその生活を確立せんことを告げ、それ故これをより自由に実行する為に彼「フーゴ

」の援助と使徒の權威の力を、彼等に与えてくれるよう熱心に要請した。使節は、彼等の願いを喜んで支持し、次のような書簡によつて、彼等の創立の礎石を置いたのである。

- (1) モレーム修道院 (Notre-Dame de Molesme) は、一〇七五年、ロベルトゥス (c. 1027-1111) によつて創建された。彼はシャンパーニュの貴族出身で、一五歳の時 Troyes の Montier-la-Celle 修道院に入り、後、副修道院長となった。一〇六〇年以後 Tonnerre の St. Michel 修道院の院長として招かれたが、当修道院に失望して再び Montier-la-Celle に戻った。次いで Provins の St. Ayoul 修道院 (Montier-la-Celle の priors) の院長 (prior) となったが、同時に近隣の Collan の森の隠修士をも指導し、遂に、ゲレトリウス七世の認可を得て、St. Ayoul 院長を辞し、隠修士を率いてモレーム修道院を創立した。その後 (一〇九〇年頃) 若干の修道士を伴つて Aux に隠棲を試みたが、ラングル司教の破門の威嚇を伴う命令でモレームに帰還し、次いで本小史に語られる如く再びモレームを出るに至る。しかし第五章第八章が告げる如くシトーから帰還し、モレームで一〇九一年四月二十九日に歿した。Cf. A. S. S., Apr. III (1675) reproduites dans MIGNE, P. L., t. 157, col. 1255-1287.
- (2) Die 司教 (1073-1082) Lyons 大司教 (1082-1106)。ゲレトリウス七世によつてフランスに於ける常任教皇使節に任命され、一〇九九年まで、ウルヌヌス二世の下でもこの任を果した。Cf. *Gallia Christiana*, t. IV, (1728), col. 97.

## 第二章 モレーム修道院長ロベルトゥス宛、教皇使節フーゴの書簡

『リヨン大司教、使徒の座の使節フーゴが、モレーム修道院長ロベルトゥスならびに彼と共に聖ベネディクトゥスの戒律に従つて神に仕えんことを熱望せる修道士達へ。母なる聖教会の発展を喜ぶ者の全ては、汝ならびに汝の子等、モレーム修道院の数人の修道士が、リヨンにて我が面前に出頭し、汝等が同修道院においてこれまで不徹底且つ疎略に保持してきた聖ベネディクトゥスの戒律に、今後、より厳正且つ完全に依拠せんことを望むと誓いたることを知悉するがよい。更に汝等は、何よりもまず同戒律を、又修道士の諸規定、更には修道生活に相応しい立派な行いを做びたいと神と余の面前で決意した。そのことは上記の修道院に於いては、多くの障碍によつて達成されえないことが明白であるが故に、余は双方の、即ちそこから離れていく者達と、そこに留まる者達との救いに配慮して、汝等は神の寛慈が汝等に指し示す

他の地へと移り、そこでよりよい条件の下で、且つ又より静穩に神に仕えることが有益であろうと考えた次第である。

よって現在臨席している汝等、即ち修道院長ロベルトゥス、修道士アルベリクス、ステファヌス、オドー、ヨハネス、レタルドゥス、ペトルス、のみならず規則に違って又相互の助言によって汝等に加盟せんと汝等が決定せる者全てに對し、余はこの聖なる意図を守るべく勧め、汝等がこれに携まざるべく命じ、且つ我が印璽を捺すことによつて使徒の權威により永遠に確認するものである。』

『モレーム修道院において私が貴方の面前で行つたかの誓願と同じ誓願と定住とを、私は新修道院(ノヴァム・モナステリウム)と呼ばれるこの修道院において、貴方と貴方を規則どおり継いでいくであろう貴方の後継者達への服従のもとで守らんことを、神とその諸聖人の御前にて、貴方の手の中で確認致します。』

(一) MARILIER, *Chartes*, n° 2, pp. 34-35. Marilier は年代をいさげつゝ、従来 Dom OTHON, *Les origines cisterciennes, dans Revue Mabillon*, t. 22 (1932), t. 23 (1933) 以来、一〇九八年一月とわれどした。(A. FLICHE, *La réforme grégorienne et la reconquête chrétienne, Histoire de l'Église publ. sous la dir. de A. FLICHE & V. MARTIN*, t. VIII, Paris, 1950, p. 450) Lefèvre はこれを一〇九八年三月十一日前後とす。Que savons-nous de Cîteaux primitif, dans *Rev. d'Hist. eccl.*, t. 51 (1956), p. 10-11. この日付はシトー会系統の史料としては、十二世紀末 *Exordium magnum* に初めて現れる。シトー修道院の公式の創立記念日であり、聖ネデイクトゥスの祝日であると共に、一〇九八年には枝の主日にあたつてゐた。Dist. I, cap. XIII, ed. GRISSER, p. 65.

(二) Migne 版では以上の部分が切れ目なく前の書簡に続いている。これは十七世紀までは確かに *Exordium Parvum* の一部をなつてゐた。J.-A. LEFEVRE, *art. cit.*, p. 34-35, n. (2). しかし内容はシトー修道士である。院長への修道誓願の確認であるから、むしろ第四章の内容に関する立証文書としてとり扱われるべきである。

テクステは MARILIER, *Chartes*, n° 6, p. 37. 年代は一〇九八年とわれつゝいる。

(三) *Novum Monasterium* は、一一一九年に至るまでのシトーの公式の名称である。

(四) この修道誓願の形式 (*professio in manus*) は聖ネデイクトゥス戒律を奉ずる修道院では通常行われなかつた。ベネディクト型修道誓願は、戒律五八章に基づいて *professio super altare* であつて、シサの間に行われ、誓願をたてる者が、誓願書に副署



して祭壇に置く方式である。誓願書の文面は、例えば十一世紀後半のクリュニーでは次の如くであった。

『修道士たる我、何某は、神とその聖人達の面前で、又修道院長何某様の臨席を得て、聖使徒ペトルス及びパウルスの名譽に於いて建設されたるこの修道院内に於いて、修道士としての定住、我が操行の改遷ならびに服従を、聖ベネディクトゥスの戒律に従つて約束致しませ。』 *Antiquiores consuetudines cluniacensis monasterii collectore Udalrico, Lib. II, cap. 27, MIGNE, P. L., t. 149, col. 713.*

シトーに於つても十二世紀後半の慣習律でみる限り *super altare* 形式である。 *Usus antiquiores ordinis cisterciensis, Pars IV, cap. CIII, MIGNE, P. L., t. 166, col. 1482.*

他方 *professio in manus* は、教会堂内では行われず修道院会議 (*capitulum*) の席で、オモージュに酷似した手の動作で行われる。その出現はまさにシトーと同時代の所謂 *«nouveau monastères»* 就中 *chanoines réguliers* の修道会にあるとやれる。 *Cf. I. ZEIGER, Professio in manus, dans Acta congressus iuridici internationalis, t. III, Roma, 1936, pp. 189-202.*

### 第三章 シトー修道士のモレームからの出発、および彼等のシトーへの到着

この後、前記の院長と彼の修道士達は、かくも大いなる權威を頼りとして、モレームに戻った。そしてかの信仰篤い同僚達の中から戒律に誓いをたてた者達を仲間として選んだ。その結果リヨンの使節に話をした者達と修道院の中から召命をうけた者達とをあわせて二十一人の修道士が揃った。かくして彼等は、連れだつて一隊をなし、シトーと呼ばれる荒野へと勇躍して進んでいった。

その地はシャロン(・シュル・ノース)司教区にあり、その当時は森林と茨におおわれているおかげで、人々の接近は稀であり、ただ野生動物のみが棲んでいた。そこに着いた神の人達は、その地が俗世の人々にとっては価値がなく、また寄りつき難い地であっただけに、彼等が久しく心に懐いており且つ又そのためにここまで来た修道生活にとって、より一層好都合であることを認識して、シャロン司教の認可と当地の所有者の承認を得た上で、樹木や茨の繁みを切りひらき又押し分けて、そこに修道院を建設しはじめたのであった。

ところで、それまでモレームに在ったこれらの人々は、神の恩寵に鼓舞されて、しばしば相互に、修道士達の父ベネディクトゥスの戒律への違背について語りあい、嘆きあい、悲しみあったものであった。彼等は、彼等自身も他の修道士達も盛式誓願によってこの戒律を守るであろうと約束したこと、しかもそれを一向に守っていなかったことを認識していたからである。そこへこの理由に基づいて、先にふれた如く、使徒の座の使節の權威によって、彼等の誓願を聖なる戒律の遵守によって成就する為に、この僻地に來たのであった。当時のブルゴーニュ侯オド(二世)殿は、彼等の聖なる熱意にひかれて、また前記の聖ローマ教会の使節の書簡によって要請されたので、彼等が着工した木造修道院を、自らの費用によってすっかり完成し、更に院内のあらゆる必要について、長期に亘って配慮し、土地と家畜について豊富に援助した。<sup>(3)</sup>

(1) 修道院設立に際しては当該地が属する管区司教の認可を要するという原則が、四五一年カルケドン公会議カノン4 以来樹立されてきた。Decretum Gratiani, C. 18, q. 2, c. 10; FRIEDBERG, *Corpus Iuris Canonici*, t. I, Graz, 1959, col. 882.

(2) シトーの地は vicomte de Beaune, Rainardus の自有地であった。一〇九八年以来、五次に亘る彼の贈与は、一一〇〇年末に創立告知書 (charta fundationis) に述べられた。その中でシトーの地は de predio suo (scl. Rainardi) quod antiquitus Cistercium vocabatur と表現された。MARILLIER, *Chartes*, no 23, pp. 50.

(3) duc de Bourgogne, Eudes 1<sup>er</sup> の贈与文書は、MARILLIER, *Chartes*, nos 9, 10, 11, 12, pp. 37-38.

#### 第四章 如何にしてこの地が修道院へと昇格したか。

同じ頃、修道院長は到着すると、前記の使節の命令によって彼等の管区の司教から司牧の杖を、修道士達の管理権と共に受けた。<sup>(1)</sup> そして彼と共に來た修道士達に、当地における定住を規則どおりに確認させた。<sup>(2)</sup> かくしてかの修道士共団体は、教会法に則って、また使徒の權威に基づいて發展すべく、修道院へと昇格したのである。

(1) 院内修道士に対する教導権、裁治権の賦与を意味する。同時にロベルトゥスは管区司教に対し服従誓約を行って、この修道院に對する司教裁治権を認めている。第八章参照。

(2) 前掲第二章註(2)参照。

### 第五章 モレームの修道士達が、ロベルトゥス院長の帰還を求めて

教皇猊下の耳を煩わせたこと。

しかしながら時経ずして、モレームの修道士達は、ロベルトゥスを継いでいたガウフリドゥス修道院長<sup>1</sup>の意志に基づいて、ローマに赴き、教皇ウルバヌス(二世)猊下<sup>2</sup>に、前記ロベルトゥスが元の修道院に復位せらるべきであると訴え始めた。彼等の執拗さに困惑した教皇は、彼の使節、即ちフーゴー猊下に、もし可能ならば、同修道院長が帰還するように、又荒野を愛する修道士達は平和裡に「その地に」留まるようにと命じ給うた。

(1) 彼の名の綴りは *Godetrudus* (MIGNE 版五章) / *Godtridus* (H. F. 版五章) / *Gautfridus* (MIGNE, H. F. 版七章) *Gautfredus* (MARIÉLIER, *Chartes*, n° 15)。

(2) 神を意味する場合以外 *dominus* は全て敬称と解した。これは聖俗を問わず用いられている。*Dominus Odo, dux Burgundiae* (第三章) / *Dominus Urbanus papa* (本章)。

### 第六章 ロベルトゥス修道院長の帰還の為の教皇猊下の書簡<sup>1</sup>。

『ウルバヌス、司教、神の僕の僕は、兄弟、同僚司教にして使徒の座の代理者フーゴーに挨拶と使徒の祝福を「おく  
る』。

その修道院長の帰還を熱心に請い願うモレームの修道士達の大きいなる訴えを、余は公会議の席上で受理した<sup>2</sup>。何となれば彼等は彼等の修道院長の不在の故に、当該修道院における修道生活が下落し、それ故に彼等が近隣の諸侯達やその他の人々のもとで嫌忌されていると語ったからである。余は我が修道士達にせきたてられた結果、本書簡をもって、もし可能

ならば、かの修道院長が荒野から修道院へと連れ戻されんことが余の意に適うことを表明しつつ、親愛なる汝に<sup>(5)</sup>指令するものである。もし汝がこれを達成しえない場合には、荒野を好む者達は静穩に留まるべく、同時に修道院にある者達は規則正しい規律に服すべく、その配慮は汝に属すものとする。』

この教皇書簡を読んだ後、使節は信頼のおける聖職者達を召集し、当面する問題について次の如く書き記された事柄を決定した。

(1) MARILIER, *Chartes*, n° 13, pp. 38-39. 推定年代は、一〇九九年四月二四日—三〇日。J. L. 5793.

(2) 本書簡の年代推定の手がかりとなるこの公会議は、ローマのサン・ピエトロに於ける一〇九九年、復活節第三週のものであるとされつゝ。Cf. HERFLE-LECLERCQ, *Histoire des conciles*, t. 5, pp. 461-464, MARILIER, *Chartes*, p. 24.

(3) 原文は *dilectioni tue (mandamus)*。dilectio tua は主として書簡文で用いられる tu の敬辞の一種である。その他 vos に對して *fraternitas vestra* (十章) 〃 *vestra sanctitas* (十一章・十三章) 〃 *paternitatis vestrae celsitudo* (十二章) *vestra pietas* (十三章) 〃 又 nos に対する謙讓表現として *humilitas nostra* (十二章) がある。A. BLAISE, *Dictionnaire latin-français des auteurs chrétiens*, Turnhout, 1954 の当該諸語を参照。

## 第七章 モレームとシトーとの全問題に関する教皇使節の決定。<sup>(1)</sup>

『リヨン教会の僕フーゴーが、親愛なる兄弟、ラングル司教ロベルトゥスに挨拶を「おくる」。

余は先ごろポール・ダンセル<sup>(2)</sup>にて開催された会議において、モレーム修道院の件につき我々が決定したところを、貴下<sup>(3)</sup>に知らせねばならぬと考えた。モレームの修道士達は、貴下の書簡を携えて我等の前に来たり、ロベルトゥス修道院長の離院によって生じた彼等の修道院の荒廢と崩壞を開陳し、それ故に同「ロベルトゥス」が彼等の許に父として復位せられんことを熱心に懇願した。何となれば、それ以外のいかなる方法によつても、モレーム修道院の平和と静穩を復旧し、修道規律の活力を以前の状態へと回復できようとは彼等には期待しえなかつたからである。更にこの場には、同修道院の

修道院長として貴下が叙任した修道士ガウフレドゥスも我々の面前に来りて、もし彼「ロベルトゥス」をモレーム修道院に再び任ずることが我々の意に適うのであれば、当人は同ロベルトゥスに、自らの父として「モレーム」修道院を喜こんで与えるであろうと述べた。よつて余は、汝とモレームの修道士達の請願を聴取し、更にこの件について万事を余の配慮と決定に委ねている教皇陛下の余に宛てた書簡を読した上で、余と共に会議に出席した多くの聖職者達、司教ならびに他の人々の助言によつて、最終的に、貴下ならびに彼等「モレーム修道士」の祈願を容れて、彼「ロベルトゥス」をモレーム修道院に復位させることを決定した。即ち彼は、そこに帰還する前に、まずシャロンに赴き、かつて彼が他の修道院長達の慣例に従つて「服従」誓約をなした我が兄弟、シャロン司教に「司牧の」杖と修道院の管理権を返還すべきこと、又彼「ロベルトゥス」に対し、自らの修道院長として誓願を行い、服従を約束した新修道院の修道士達を、彼等の誓願と服従とから解放し解除すべきこと、同じく彼自身がシャロン司教とシャロン教会になした「服従」誓約の解除を、同司教から受くべきこと。同時に、余は、新修道院の修道士達の内、彼が新修道院から戻る際に彼に従おうとする者全てに、彼と共にモレームに帰る許可を与えた。その条件は次の如し。即ち爾今、聖ベネディクトゥスが「名の」知られた修道院の修道士を受け容れる際に命じているところによらざる限り、双方共に、双方「の修道士」を誘引したり、受容れたりすることを企てざるべし。上記のことを彼が行つた後に余は彼を汝に引渡すものとし、汝は彼をモレーム教会の修道院長職へと復位せしむべく、もし将来彼が、性癖となつた輕佻の故に同教会を去つた場合には、ガウフレドゥス院長の存命中は、余ならびに汝、および同ガウフレドゥスの承認なしには、何人といえども彼「ガウフレドゥス」に替り得ざるものとする。これら全てのこと承認さるべく、余は使徒の權威によつて命ずる。

更に、上記のロベルトゥス院長のカペラカペラならびに彼がモレーム修道院を出る際に携行した他の品物については、彼がそれらを携えてシャロン司教の許に、又新修道院に居を定めたが故に、余はそれら全てが、全き状態で新修道院の修道士達に留まるべく定める。但しある種のブレヴィアリウムを除く。ブレヴィアリウムはモレームの同意を得て転写すべく洗

者聖ヨハネスの祝日(六月二十四日)に至る迄、彼等〔新修道院の修道士〕が所持すべきものとす。

本決定に参与したる者は次の如し。オートン司教ノルガウドゥス、シャロン司教ガルテリウス、マコン司教ベラルドゥス、ブレイ司教ポンティウス、ならびにトゥルニユスの(サン・フィリベール)修道院長ベトルス、ディジョンの(サン・ベニーニユ)修道院長ヤケントー、エネーの(サン・マルタン)修道院長ガウケランヌス、更に教皇陛下の会計長官<sup>カウチリウス</sup>ベトルス、およびその他義しく且つ良き意見をもつ人々。』

これら<sup>3</sup>全てのことをかの修道院長は承認し且つ実行し、シトーの修道士達を、彼等がシトー或いはモレームで約束した服従から解き、またシャロン司教ガルテリウスは、修道院長を彼等の修道院の管理から自由に解放した。かくして彼は帰還したが、荒野を好まぬ幾人かの修道士もまた彼に同行した。それ故、又使徒の認可によってこれらふたつの修道院は、完全な平和と自由の裡に存続していった。しかし修道院長は、帰還するに際して次のような書簡を防禦の楯として携行し、彼の司教「マコン司教」にさし出したのであった。

(1) MARILIER, *Chartes*, n° 15, pp. 39-40. 一〇九九年六月頃。

(2) Port d'Anselme (Portus Ansiliae) : M.-E. PHILIPON, *Dictionnaire topographique du département de l'Ain*, Paris, 1911 頁447. Pont-de-Veyle 近在の現在消失した地名。Marilier は C<sup>te</sup> Saint-Dider-sur-Chalonne (Ain, arrond. Trévoux, cant. Thoissy) にあたること。MARILIER, *loc. cit.*

(3) *fraternitas vestra* 第六章註(3)参照。

(4) 修道院長の選出後、司教によって行われる儀式 *ordinatio* への言及である。この儀式の存在は史料的には六世紀を遡らない。聖ヘネイクトゥスの戒律六四章の標題(De ordinando abbate)は極く初期の言及例である。七世紀末にはこれがミサによる聖別(*consecratio*)と、修道院長位の標識たる杖とサンデル(*baculum et pedales*)の引渡しから成っていたことが知られる。*Poeminaire Theodori*, cap. 3, dans MIGNE, P. L., t. 99, col. 928-929. Cf. J. BAUDOT, art. «BÉNÉDICTION», dans *la Dictionnaire d'Archéologie chrétienne et de Liturgie*, fasc. 14 (1908), col. 723-727. 次に「司教に対する服従誓約」(*pro-fessio subiectionis, obedientiae*)がこの儀式にけ加わった。この服従とは、教会法上の司教裁治権に対するそれである。そ

のうちに Fulbert de Chartres の書簡 (1008年 Orléans 司教 Fouques 宛。H. F., X, p. 448) の次の言葉から明らかである。  
 illam... subiectionem... quae (abbas) vobis (scl. episcopo) canonice debetur. 此の臣教に於て ordinatio については professio subiectionis は、修道院が exemptio 特権を享受しているのだから限り、全ゆる修道院長が義務づけられていた。免除の例として、クリュニーの傘下に入った Vezelay 修道院に一一〇三年認められたケースをあげて、Statutum est... ut Aedensis episcopus a Vizeliacensi abbate professionem vel obedientiam non exigat, nec abbas ei ullo modo faciat. H. F. XIV, p. 118.

- (5) ヴネチヤクトゥス戒律六一章。修道院長の同意 (consensus) と紹介状 (litterae commendaticiae) を要する。
- (6) solita levitate. levitas とは修道士の修道誓願の要素である一所定住 (stabilitas) の対義語である。フーゴーにかく言わしめたロベルトゥスの経歴については第一章註(一)を参照。
- (7) 不明。祭員一式の意か。Cl. DU CANGE, *Glossarium*, v° «capella» 3.
- (8) 以下は H. F. 版によれば第八章となす。

#### 第八章 ロベルトゥス修道院長の推薦状<sup>(1)</sup>。

『親愛なる兄弟にして同僚司教、ラングル司教ロベルトゥスへ、シャロン教会の僕、ガルテリウスが挨拶を「おくる」。我が司教区に位置し、新修道院と呼ばれている修道院を余が委ねたる修道士ロベルトゥスが、フーゴー大司教殿下の決定に従って、シャロン教会でなしたる誓約と余に約束した服従とから、余によって解除されたことを貴下は知悉されるがよい。更に同人は、前記の新修道院に留まらんと決意したる彼の修道士達を、彼等が彼に約束した服従と誓願から解き放ち且つ自由にした。よって爾後、貴下は彼を受容れ且つ名譽をもって処遇することをはばかることなし。さらば。』

(一) MARILLER, *Chartes*, n° 16. pp. 40-41. 一〇九九年六月〜七月。

#### 第九章 シトー修道院の第一代修道院長アルベリクスの選挙について<sup>(1)</sup>。

彼等の牧者を失ったので、シトーの修道士達は集会をひらき、規則に適った選挙によって、アルベリクスという名の修

道士を、自らの修道院長に推戴した。彼は、神のこともどもについても人のこともどもについても充分に通暁した教養ある人物で、戒律と修道士達を愛しており、且つ又副修道院長の職責を、モレームに於いても、当修道院においてもながらく果してきた。そしてモレームから当地へと移り住む為に、長期に亘って尽力しつつ非常に苦勞した。そしてこのことの為に、多くの侮辱を忍び、牢舎と鞭打ちにも耐えたのであった。<sup>(1)</sup>

- (1) 十二世紀を通じてシトー会は公式にはロベルトゥスを、初代院長として扱わなかった。一二二一年ロベルトゥスがホノリウス三世によつて列聖された (MIGNE, P. L., t. 157, col. 1287-1294) 後、一二二五年の修道会總會 (capitulum generale) がはじめて彼をシトーの創立者とし、その記念日 (四月二十九日) を祝日として祝うことを決定した。Statuta anni M. CC. XXV, 9, E. MARTÈNE & DURAND, *Thesaurus novus anecdotorum*, t. 4, Paris, 1717, Reprinted, New York, 1968, col. 1341.
- (2) アルベリクスにつづては史料的に殆んど知られていない。しかしモレーム修道院において終始ロベルトゥスと行を共にしており (MIGNE, P. L., t. 157, col. 1258) それ故にここで述べられた処遇は不可解である。何故ならば当時鞭打ちと投獄は、修道院内の所謂重罪 (culpa graviora) に対して一般に課せられる懲罰であつたとは言え、その執行は専ら修道院長の所管だつたからであらう。Antiquiores consuetudines cluniacensis..., Lib. III, cap. III. loc. cit., col. 734, 736.

## 第十章 ローマの特権状につづて。

前記のアルベリクスは、勿論非常に固辞しつつではあるが<sup>(1)</sup>牧者としての管理権を受けた後に、讀むべき思慮の人として、かの苦難の嵐が、彼に委ねられた修道院をしばしばかき乱し、苦しめる可能性があると考え始めた。そこで彼は将来を慮つて、修道士達の助言を得て、二人の修道士ヨハネスとイルボードゥスとを、ローマへ、教皇パスカリス「二世」<sup>(2)</sup>殿下の許に派遣し、彼の修道院が使徒の庇護の翼の下で、全ゆる聖界、俗界の人々の圧迫から離れて、静穏且つ安全に存続するようにと、彼等を通じて願つた。前記の修道士達はフーゴー大司教、ローマ教会の枢機卿ヨハネスとベネディクトゥス、シャロン司教ガレテリウスの印璽のついた書簡を携みとしてローマに首尾よく行き、同教皇パスカリスが皇帝の奸



策に陥って過誤を犯す前に戻ってきた<sup>1)</sup>。同時に彼等は、修道院長と、彼の共同体全員の願いに応えて書かれた、かの使徒の特権状を持ち帰ったのであった。これらの書簡類、更にはローマの特権状を、この小冊子の中にとどめるのがふさわしいと我々は考えた。我々の後継者達が、彼等の修道院が如何に大いなる助言と権威によって創建されたかを認識せんことを希うが故にである。

(1) 修道院長に選出された人物が、一応辞退を表明することは、修道士の徳として重要な謙遜(Humilitas)の表現として推賞され、特にクリュニーに於いては、それが一連の選挙手続の中に組み込まれていた可能性がある。Antiquiores consuetudines cluniacensis..., Lib. III, cap. I, loc. cit., col. 752-753. 又首席 prior に (C. 5) cap. IV, col. 757D.

(2) 所謂叙任権闘争の過程で、バスカリス二世がストウリの協約(一一二二年二月四日)後、皇帝ハインリッヒ五世に補えられ、四月十一日に、強制されて皇帝に聖職叙任権を認める布告(J.-L. 6290)を発した事件についての言及である。Exordium magnum, Dist. I, cap. 19, ed. GRIESER, p. 74, FLICHE, op. cit., pp. 359-363.

### 第十一章 枢機卿ヨハネスとベネディクトゥスの書簡<sup>2)</sup>。

『父なる教皇バスカリス猥下へ、何処にても特別の賞讃を宣べ伝えつつ、ヨハネスとベネディクトゥス<sup>3)</sup>が万事につき我等自身を「さやく」。

全ての教会の為に備え、請願する者達の義しき願いに手をさしのべることは、猥下の配慮に属するが故に、かつ又キリスト教信仰は猥下の正義の援けによって支えられつつ發展すべきであるが故に、我等は我等の助言によってかの信仰篤き修道士達から父なる猥下<sup>4)</sup>へと派遣せられた本書簡の持参者達に、猥下の慈悲の耳を傾けさせたまえと猥下<sup>4)</sup>に切に祈るものである。彼等が乞うところは、彼等の修道生活の静穏と安定について、彼等が猥下の先任者、故ウルバヌス教皇猥下から受けた命令書、ならびにその命令書の文面に従って当時教皇使節たりしリヨン大司教および他の同僚司教達、修道院長達が、彼等「シトー修道士」と彼等が修道生活上の理由でそこから出てきたモレーム修道院との間を裁定した事が、猥下の

權威による権権状によつて、覆されざるべく永遠に存続せんことなのである。我等は自ら見たが故に、彼等の修道生活によつての証言を正しく報告するものである。』

(1) MARILLER, *Charles*, n° 18, pp. 46-47. 一〇〇〇年七月—九月。MARILLER は本章と続く十二・十三章に収められた三通の推薦状のテクストの真正性を疑っている。即ちヨハネスとベネディクトゥス両枢機卿司祭のフランスへの派遣は、一〇〇〇年七月であり、彼等は十月にポアチエで公会議を開いているから、その間にシトーに立ち寄り、かかる推薦状をのこした可能性はある。そこで推薦状の存在そのものは疑わなひとしても、テクスト自体が教皇文書局にもシトーのカルテュレル類にも残っていない以上、これら三通の書簡は *Exordium Parvum* の筆者によつて、第二・七・十四章の書簡を援用して新たにつくられた可能性があるといふ。Lefèvre はこれらの真正性を疑つてゐない。LEFEVRE, *art. cit.*, pp. 14-16.

(2) 彼等の名義教会は、ヨハネスが S<sup>ra</sup> Anastasia, ヌネサィクトゥスが S. Pietro ad Vinculum (創建者に因んで *Eudoxia* の名がある)。彼等によつては H.-W. KLEWITZ, *Die Entstehung des Kardinalkollegiums*, in *Z. S. S. R.*, Bd. 56 (1936), *Kan.-Abt.*, 25, S. 216 ff. を参照。

(3) *paternitas vestra* 第六章註 (3) 参照。

(4) *sanctitas vestra* 第六章註 (3) 参照。

## 第十二章 リヨン〔大司教〕フーゴの書簡。<sup>1)</sup>

『尊敬すべき父、パスカリス教皇宛下へ、リヨン教会の僕フーゴが万事につき自分自身を「ごさく」。

本書簡を持参せるこれらの修道士等は、我等により、いと高き父なる宛下にさし向けられて旅したる者であり、彼等は我が大司教管内の、即ちシャロン司教区に住むものなるが故に、早しき我が書簡によつて、いと高き宛下の許に推薦されんことを願つたのである。ところで「宛下には」彼等が新修道院と呼ばれる地から来たものであることを承知せられたい。その修道院は、モレーム修道院からその修道院長と共に出でた人々が、自ら保持すべく意図した聖ベネディクトゥスの戒律に依拠した、より厳正且つより隠れた生活を目指して、住む為に到来したところであり、彼等はその際いくつかの

修道院の「修道」慣習律を、その無力さがこのような「彼等の意図の」重みを支えるに充分ではないと判断して放棄したのであった。それ故に、モレーム修道院の修道士達や近隣の他の修道士達は、彼等を妨害し不穏ならしめることをやめなかった。彼等は、もしこれらの殆んど奇異ともいえる新しい修道士達が、彼等の中に住んでいることが分つたならば、自分等が、世間で、より価値ひくきものとされ一層軽蔑を受けるであらうと考えたのである。かかる理由によって、我等にとり最も思慮ある父たる**狎下**(<sup>15</sup>)に、彼等の全ゆる希望を、神に次いでは**狎下**にかけて、**狎下**の使徒職の權威の下に逃れ来たつたこれら修道士を、**狎下**の常として好意をもつて受容れ且つ彼等と彼等の修道院が、かかる妨害と不穏とから解放されるように、**狎下**の權威による特權状を賦与せられんことを、つましく且つ信頼をこめて願いたてまつる。何となればキリストにおいて貧しき彼等は、彼等の敵対者に対し、富と權力で防禦の備えをなすことなく、ただ神と**狎下**の慈愛にのみ希みをかけているからである。』

- (1) MARILLIER, Chartes, n° 19 (acte douteux) p. 47. 第十一章註(1)参照。
- (2) paternitatis vestrae celestundo 第六章註(3)参照。
- (3) humilitas nostra 第六章註(3)参照。
- (4) celestudo vestra 第六章註(3)参照。
- (5) desiderantissima paternitas vestra 第六章註(3)参照。

### 第十三章 シヤロン司教ガルテリウスの書簡。<sup>(1)</sup>

『尊敬すべき父、パスカリス教皇へ、シャロン司教ガルテリウスが挨拶と義務たる服従を「ささぐ」。

**狎下**(<sup>16</sup>)は信徒達が眞の信仰において前進せんことを希求したまうが故に、**狎下**の保護の蔭、慰めの糧とが彼等に欠くることなきやう整えたまうのである。それ故に、より厳正な生活を願望して、聖なる人々の助言によってモレーム修道院<sup>モレミア</sup>から出で、神の慈愛が、我が司教区の中におき給うたかの修道士達につき——その者達によって、**狎下**の面前にある本書簡の

持参者達は派遣されたのであるが——狛下の先任者の命令書と、私が当事者として臨席し、他の人々と共にその作成者となった、当時使徒の座の使節たりしリヨン大司教ならびに同僚司教達、修道院長達の裁定書とに従って行われた事を、狛下が承認し給わんことを切望し、且つ又かの地が、私自身と我が後継者達の教会法上の諸権利を侵すことなく、<sup>(3)</sup>修道院として永遠に存続すべく、狛下の權威による特権状によって強化せさせ給わんことを「切望する」。当修道院に私が任命した修道院長ならびに他の修道士達も又、あらゆる人々を通じ、その静穩さの保護の為に、この確認状を狛下から得ようと願ふべし。」

(1) MARILLER, *Chartes*, n° 20, p. 48.

(2) *sanctitas vestra* 第六章註 (c) 参照。

(c) *salva... canonica reverentia*. 修道院の *exemptio* 特権の發展に伴って、十一世紀以来司教層は修道院に対する教会裁判権の確保に意を用いた。司教はなんらかの特権獲得に協力した際には殆んど常に、かかるフォルミュールによって裁判権を確保する配慮を払つた。國王文書におけるケースにこうして J. VENDEUVRE, La «Libertas» royale des communautés religieuses au XI<sup>e</sup> siècle, dans *Revue hist. du droit français et étranger*, t. 34 (1910), pp. 332-376.

教皇特権文書にあらはれた次のような表現の種類が、*salvo... episcopi iure canonico et reverentia* (J.-L., n° 5692) *salva canonica iustitia... episcopi* (J.-L., n° 5673); *salvo episcoporum iure canonico* (J.-L., n° 5462); *salva ecclesiae (sive episcopi) debita et canonica reverentia* (J.-L., n° 5539, 5621, 5799); *salva canonica... episcopi... reverentia* (J.-L., n° 5395, 5594, 5618, 5623, 5726, 5628, 5639, 5657, 5781, 5697)

#### 第十四章 ローマの特権状。

『パスカリス、司教、神の僕の僕が、シャロン司教区に位置せる新修道院のアルベリクス院長、ならびに規則に<sup>(4)</sup>適って交替していくべきとの後継者達へ、永遠に。』

信仰篤き意図と魂の救済とに由来していることが明白な願望は、造り主たる神により、いささかの遅滞もなく充たさる

べきである。よつて余は、神において最愛の子等よ、汝等の信仰を父としての愛情をもつて喜するが故に、全ゆる困難をこえて、汝等の祈りと懇願を受け入れるものである。「されば余は汝等が静穩なる修道の為に住まんとて選びたるかの地が全ゆる死すべきものの妨害から守られ且つ自由にてあるべく認可し、同時に汝と汝の後継者達が今日遵守している規律と、質素の実践とを永続させる限り、以後永遠にかの修道院が存続せられ、且つ使徒の座の庇護の下に特別に保護せられんことを承認する。但し、シャロン教会の教会法上の諸権利の尊重を侵すことなかるべし。」「かくて本命令状により、余は、誰にてあれ全ての人々に対し、汝等の修道生活の現状を変更し、又汝等の所謂新修道院ノブム・ホステリウムの修道士を規則どおりの推薦状なしに受容れ、又汝等の修道生活をいかなるものにてあれ謀略あるいは暴力によつてかき乱すことは許されざるべく禁止するものである。かつて使徒の座の代理者であつた我が兄弟、リヨン司教が、彼の大司教管区の司教達、その聖職者と共に、我が使徒職の先任者、故ウルバヌス二世の命令により実現した、汝等とモレーム修道院の修道士の間のかの争議の和解を、余は至当且つ承認すべきものとして確認する。」「されば汝等、キリストにおいて最愛の且つ思慮深き子等よ、汝等は、汝等の同輩が世俗の豊かさを、更には「規律が」緩い修道院の、厳しさの欠けた縛めを捨てたことを想起せねばならぬ。汝等が常にこの恩寵にふさわしいと評価され得んが為に、汝等は、俗界の喧騒と快楽とから解放されているだけに、全精神、全霊の力を發揮することによつて、より一層神の意に適うよう、汝等の心中に、神への畏れと愛をもつよう充分に配慮せよ。」「将来もし誰か大司教或いは司教、皇帝もしくは王、伯或いは副伯ヴィケ・コレクス、裁判官、将又誰にてあれ教会人または俗人が、本状の余が定めたところを知りつつ、敢えてこれに違反せんと試み、二度或いは三度警告されたる後も充分なる相応しき償いをなさざる場合、その者は彼の権力と職位を失うべし。更に神の裁きによつて、その犯したる悪事につき罪ありとせられ、神ならびに我々の主イエス・キリストの至聖なる血と体とから別せられ、加えて最後の審判において厳しき懲罰に服すべし。

しかしながら、かの修道院に対し、義しく奉仕せんとする者全てには、我等の主イエス・キリストの平和があるべく、

又そのことよつてこの世にては善行のみを得べく、又厳しき審判者の許にても、永遠の平和という報償を見出すべし。

我、パスカリス、カトリック教会の司教、副署せり。

(ロータ)

(モノグラマ)

「天なる主の言により確認せられたり。」

ならば。

トロヤにて、聖ローマ教会の枢機卿助祭ヨハネスの手により、インディクティオ第八年、主の御托身より千百年、パスカリス二世教皇宛下の使徒職第二年目、十月十九日に与えられたり。』

(1) J.-L. 5842, MARILLIER, *Chartes*, n° 21, pp. 48-49. 1100年十月十九日。

(2) in perpetuum. 教皇文書は殆んど全てローマ時代以来の書簡形式で作成され、冒頭に発行者とその職名一名宛一挨拶 (salutatio) が記載される。in perpetuum はウルバヌス二世が、教皇文書の文体の改革をヨハネス・カエタニに委嘱して以来、所謂特権状 (privilegia) の salutatio 専用のフォルシヨールとなった。その他は第六章のウルバヌス二世の書簡にみられるように salutem et apostolicam benedictionem. が用いられる。Cf. A. GIRY, *Manuel de diplomatique*, Paris, 1893, Reprinted, N.-Y. 1960, pp. 661-680.

(3 A・B・C) 本特権状の内、シトー修道院に固有の正文 (dispositio) は「」を付した A・B の部分のみである。この内 (3 A) は教皇保護特権の賦与を示しており、それ以外のなにもものであらず。salva... (episcopi)... canonica reverentia のフォルシヨールを有してゐるからである。第十三章註 (c) 参照。cf. G. SCHREIBER, *Studien zur Exemptionsgeschichte der Zisterzienser, Zugleich ein Beitrag zur Veroneser Synode vom Jahre 1184, in Gemeinschaften des Mittelalters, Gesammete Abhandlungen*, Bd. I, Münster, 1948, SS. 371-396 (erschien. in Z. S. S. R., Bd. 35(1914), *Kan.-Abt.*, Bd 4, SS. 74-112). 又保護特権としても、他の修道院に対する特権状の当該フォルシヨールと比較して、極めて一般的なそれであるといえる。一方 (3 B) はこの特権状にとって真に固有の内容である。意味するところは、フーゴの裁定書 (第七章) の追認と、シトー

の abbatia としての確認である。

(c.c.) はらわば激励のフォルシニールとも言うべきものであるが決して本書簡にのみ固有ではなく、例えばウルバヌス二世の Marmoutier 修道院宛の特権状 (J. RAMACKERS, *Papsturkunden in Frankreich*, Bd. 5, Göttingen, 1956, n° 20, 1087 年) Bourgneil 修道院宛 (J. L. 5498, RAMACKERS, *op. cit.*, n° 22, 1083 年) にもみられる。更に続く部分は、実にグレゴリウス一世以来定式化されてきた *sanctio* である。

## 第十五章 モレームより来れるシトー修道士の諸規定<sup>1)</sup>。

この後、かの修道院長と彼の修道士達は、彼等の誓いを忘れることなく、聖ベネディクトゥスの戒律をその地に確立し、保持することを心を一にして定めた。彼等は、何にてあれ戒律に違反しているものを彼等の許から放棄した。即ち外衣、毛皮マント、スタミネア、頭巾、寝台用品、および食堂における各種の料理、脂、その他戒律の純正さに背くものの全てを放棄した。かくして彼等は、彼等の全生活内容に亘って、聖務の面でも他の規定の面でも戒律の正確な適用を導入し、戒律の轍に等しく且つ一致するようにした。それ故に彼等は古き人を脱ぎ捨て、新しき人をまとった(コロサイ書、三章、9—10) ことを喜んだのであった。彼等は又、戒律の中にも聖ベネディクトゥスの伝記の中にも、同師が教会堂や祭壇、或いは奉獻物、更には他の人々の埋葬〔料〕や十分の一税、また竈、水車、荘あるいは農奴を所有したということも、婦人とその修道院内に立ち入らせたり、彼の姉妹以外に、死者を埋葬したということをも読みとり得なかつた。それ故にこれら全てを次のように言って放棄した。聖父ベネディクトゥスが俗事から自らを別せよと教え給うているその箇所(戒律第四章)明らかに証言されているところは、即ち修道士は行為においても内心においても、これら〔俗事〕に向うべきではないのであって、これらから逃れることによって、修道士という彼の名称の原義を〔実現すべく〕追求すべきであるということなのであると。

同時に彼等は、十分の一税というものは、聖靈の器官であつてその定めを侵すことが瀆聖を犯すことでもある聖教父達によつて、四つの部分に分配されており、その一は司教に、他は司祭に、第三はその教会を訪れる来客、或いは寡婦や孤児、またはどこからも食物を得られない貧者達に、最後に第四は教会堂の復興に「充てられている」と言った。そしてこの列挙の中に、自らの土地を保有しそれによつて彼自身又は自らの家畜によつて勤勞して生活すべき修道士そのものを見出さなかつたが故に、他人の權利を自らの為に篡奪するが如きこの十分の一税を拒否したのであつた。

見よ、これらの俗世の富を輕侮して、新しいキリストの兵士達、貧しきキリストと共に貧しき人々は、彼等の許に到来する来客を、富者であれ貧者であれ、戒律がキリスト「自身を迎える」如く迎へよと命じているとおりに（戒律第五章）、いかなる氣質で、いかなる工夫で、或いはこの「修道院」生活におけるいかなる訓練によつてもなすべきかを相互に協議しはじめた。又、その時に、彼等は助修士として有髻の俗人を、彼の司教の許可を得て受容れ、彼等「助修士」を、生きてゐる間も死んだ時も、修道士の身分を除いて、彼等「修道士」自身と同じに処遇することを定めた。更に賃労働者を受入れることも定めた。何となれば、これらの人々の援助なくしては、彼等は夜も昼も戒律の命ずるところを完全に守りうることは判断しなかつたからである。同様に彼等は人間の居住地から離れた土地、葡萄畑、牧草地、森林、彼等自身の使用にのみあつてる水車を設ける為ならびに漁撈の為の水流、馬や人々の必要にとつて有用な諸種の家畜類を受納すること、又何処にてあれ農耕を行う為に農場ケルティスを設けた際には、修道士ではなく前記の助修士達がそれらの家屋を統べるべきことを決定した。何となれば、修道士の住居は、戒律に従へば、彼等の修道院クラウネルム内にあらねばならない（戒律第六章）からである。

更に聖ベネディクトゥスは修道院を都市や城砦や莊ヴィラではなく、人々の往来から離れた場所に建設したということを、かの聖なる人々は知つていたので、同じく競い合おうと約束した。しかも彼「聖ベネディクトゥス」が建設された修道院に、父たる修道院長を加えて十二名の修道士を配備したが故に、彼等もそのようになさんことを確認した。



- (1) Lefèvre によればこの章は一一一九年の所謂 capitula の叙史的サマシモンである。該 capitula の Lefèvre によるフランス語訳は LEKAI, *op. cit.*, pp. 312-321 にある。
- (2) 聖クネナイタトゥスの伝記は、グレゴリウス大皇帝の *Dialogus* によって知られていた。彼の姉妹スコラスチカについては、二章三三以下にみられる。MIGNE, *P. L.*, t. 66, col. 194 sqq.
- (3) monachus ← μοναχός (孤独なる者)°。例として Hieronymus, *Ep.* 13, ... Monachus, id est solus... (cité par DU CANGE, v° «MONACHI»°)。
- (4) conversi laici barbati 或は「有髻の俗人助修士」とも訳して conversus は旧くは修道士そのものを指したが、十一世紀には幼時から修道院内で養成された修道士 (antritus) に対して、壮年に至って修道生活に身を投じて、それ故文字に晦い修道士 (illiterati, idiotae) を専ら指した。クリチニーの慣習律における conversi とはである。Antiquiores consuetudines cluniacensis, *loc. cit.*, col. 714, 720, 776, 1033. ことに見よ conversi については Hirsau, Vallobreuse 等所謂改革修道院に採用された新制度上の存在で、修道誓願をたてたことなく(従って剃髪を受けず、髻をせらなり = barbati) 修道院に身を投じて、生産活動、雑務を主として行う助修士である。彼等は又、laici monachi, fratres laici, barbati, とも呼ばれる。シトーに於ける彼等の身分については、一一六〇—一一七〇年頃書かれたとみられる *Dialogus inter cluniacensem monachum et cisterciensem*, nos 42-43, dans MARTÈNE et DURAND, *op. cit.*, t. VI, col. 1647-1648 に詳し。
- (5) curtis は granica, granea (= grange) と同様、農業経営の中心となる建造物の意味から、経営単位全体を指すようになった語である。シトーではむしろ後者 grange の語が一般的となつた。シトーの grange については A. DIMIER, art. «Grange», dans la *Dictionnaire du droit canonique*, t. 5, 1953, pp. 987-993 を参照。

## 第十六章 彼等の悲しみについで。

その当時は、その地へ彼等々を呼びに来る者が稀であつた為に、前述の神の人、即ち修道院長と彼の修道士達を少しばかりの悲しみがうちひしがせた。聖なる人々は、見出した天上の諸徳の宝庫を、多くの人々の救いに役立てんが為に、後継者へと渡し継ぐことを熱望していたからであつた。しかるに、彼等の生活の、並外れた、又殆んど前代未聞の厳しさを見たり聞いたりした者はことごとく、彼等に近づこうと急ぐよりは、むしろ心も身体も速去かることを急ぎ、彼等自身の忍

耐について、ためらうことをやめなかつたのであつた。しかしながら、この靈的な軍勢に靈感を与えたまいし神の慈愛は、多くの人々の利益の為に、この軍勢を著しくゆたかにしつづけ、且つたえず完成しつづけ給うた。「それは」次章以下が明らかにするが如くである。

### 第十七章 初代修道院長の死と、第二代修道院長の推戴について、

および彼等の定めについて。

しかして主の人アルベリクスはキリストの学校（戒律序章）に於いて、九年半を通じて規則正しい規律によつて至福にも励み、神の許へとみまかつた（一〇九九年一月二六日）。彼は信仰と諸々の徳において卓越しており、それによつて永遠の生命においても又神からの報償に恵まれた。この者を、ステファヌスという名のイングランド出身の修道士が継いだ。彼も又、他の人々と共にモレームから当地まで来た者であり、戒律とこの修道院を愛する者であつた。この時期に、修道士達は同修道院長と共に、この土地の侯ドルクス、或いは誰にてあれ他の諸侯が、当教会内で、従来祝日に行う慣例であつた彼等の集會を、いかなる時にも開催せぬよう禁止した。（何となれば）それによつて、彼等〔修道士〕が夜も昼も敬虔に神に仕えまつらんと熱望するその神の家〔即ち教会堂〕に、何か傲慢さや富裕さをふりまくようなものが残つたり、或いは彼等が自発的に選んだ、清貧という徳の番人をいささかでも損つたりすることのなきようであつた。更に彼等は、金や銀の十字架を所持せずに、彩色された木製のそののみを所持すること、燭台は鉄製一基のみ、香炉も銅或いは鉄製ののみ、褌衣カズラは金銀の縁取りのないファスチャン織カリネン製のもののみ、長白衣アルバも肩布アシクトウスも同様に金銀の縁取りのないリネン製のもののみを所持することを確認した。しかしパリウム、ダルマチカ、カッパならびに〔聖務用〕トゥニカは完全に放棄した。しかし彼等は金製ではなく銀製の聖杯カリリスを、しかも出来うれば金めっきのものを、又銀製のフィストゥラ、それも可能ならば金めっきのそれを、またストラとマニブルスも金銀がつかず布だけで出来たものを所持した。更に祭壇のバ

リウムはリネンで製られ、かつ絵を入れない平織りであるよう命じ、又ミサ用葡萄酒瓶は金銀を用いずに作られるよう命じた。

その頃には、当修道院テレンシアは土地や葡萄酒、牧草地、農園の面で発展したが、しかし信仰において後退することはなかった。それ故にこの頃、主がこの地を訪れ給い、後継者が全く無い為に、主に乞い願ひ、主によばわり、主の前で涙し、夜も昼も長く深い吐息をつき、殆んど絶望の入口に至っていた人々に、その憐み深いめぐみをふり注ぎ給うた。というのは、俗世にあってはひとしく権勢あり高貴な身分の、多数の教養ある貴族の出の聖職者達を、神の恩寵は、この修道院にいちどきに送り込み給ひ、修練士宿舎に三十人が同時に欣然と入るに至ったのであった。<sup>3</sup>そして彼等は自分自身の悪徳と、悪魔共の誘惑に対して力強く立派に戦ひ、彼の走るべき道程を全うしたのであった(テモテ後書、四章、7)。彼等の模範によって、世界のさまざまの地方の老いたるも若きも、さまざまの年令の人々が勇気づけられ、戒律を守るに際して以前は嫌忌していた不可能事が、今度は可能となるであろうと考えて当地に馳せ参じ、傲慢の首をキリストの勇き軀(マタイ伝、十一章、30)に服せしめ、辛く厳しい戒律の命令を熱心に愛し、かの修道院エクレシアを驚異的な喜びに満ちさせ且つ強化しはじめたのであった。

(1) Etienne Harding (c. 1059-1134) セヤン Somerseshire の Merriot の貴族の出身で近隣の Sherborn 修道院 (Dorsetshire) に入る。後アイルランドの Lismore 修道院に幸ひ、次いで大陸に渡りローマ巡礼の帰途モレーム修道院に投ずるに至り、たゞやむべからざる。C. OURSEL, *St. Etienne Harding, abbé de Cîteaux*, (Conférence aux Amis du Musée de Dijon), Dijon, 1962.

(2) 後の St. Bernard de Clairvaux と彼の率ゐる三十人の修道士の加入への言及である。E. VACANDARD, *Vie de Saint-Bernard, abbé de Clairvaux*, t. I, p. 33 et p. 35, Paris, 1<sup>re</sup> éd. 1895, 9<sup>e</sup> éd. 1927, 以来一三二二年四月と云ふ。

## 第十八章 彼等が建設した修道院について。

この時以後、彼等はさまざまの司教区内に修道院を建設した。それらは寛大且つ強力な主の祝福によって、日々誕生し、八年目には、特にシトー修道院から発したものと、更にそれらから生れたその他のものをあわせて十二の修道院が建設されて存在したのであった。<sup>1)</sup>

(1) シトー修道院の娘修道院は次のとおり。La Ferté (1113), Pontigny (1114), Clairvaux (1115), Morimond (1115), Preilly (1117), Bonneval (1119) 更にポントレヴィヤの娘修道院<sup>1)</sup> Bourras (1119), Cadouin (1120) クレルウキの娘修道院<sup>2)</sup> Trois-Fontaines (1118), Fontenay (1119), キリコンの娘修道院 Belleaux (1120年、3月20日) これらにシトーを加えて十一修道院となる。従来これにもついで、本 Exordium Parvum の執筆時期が推定されてきた。即ち十一番目の修道院 Belleaux の創立一二一〇年三月二十日と、十三番目の Tiglieto が創立された同年十月十八日の間に Exordium Parvum が成ったとされてきた。しかし、本章の時称は、他の章と同じ定形であり、必ずしも執筆当時の現況を叙述したものととは考えられない。むしろこの章で筆者が意図したのは、十二という象徴的な数の修道院が建設される為、僅か八年しか、かからなかったという事実そのものの叙述ではなかったらうか。

各修道院の創立年代については、L. JANAUŠCHEK, *Originum cisterciensium Tomus I (solus editus)*, Vienne, 1877, Repr. Ridgewood (N.-J.), 1964. を参照。